

平成 21 年 7 月 3 日

ボーイスカウト都道府県連盟

理 事 長 各 位
県連盟コミッショナー 各 位

財団法人ボーイスカウト日本連盟
教育本部コミッショナー 井 上 保
(公 印 省 略)

夏季の諸活動に向けて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本連盟の諸事業、各種プログラムにご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴連盟及び傘下の各隊・各団・各地区においては、夏休みに向けて夏季の諸活動の準備が進められていることと思います。

つきましては、スカウト活動における安全等について、下記のとおり留意事項をご通知申し上げますので、貴連盟指導者各位に周知下さるようお願い申し上げます。

また、今後ともあらゆる会合などの機会をとらえて、繰り返し安全意識の喚起と各部門の安全態勢を強化され、事故防止に対する万全の措置を講じられるよう、また併せてスカウト、指導者一人ひとりが個人としても健康管理を含めて安全等について自分で責任をもつ心構えの醸成にご協力いただくようお願いいたします。 敬具

記

1. 活動時における安全対策について

スカウト活動時における安全については、野外プログラム、特に夏場の活動において次の項目について、各隊指導者各位に徹底していただくようお願いいたします。

- (1) 水辺や、海での活動が増える時期です。水のプログラムを実施する際には、十分な安全対策をお願いいたします。【別紙：1】
- (2) 近年青少年による様々な事件が頻発している現況を鑑み、「ナイフ等の刃物」の携行や使用の機会が平常より多くなる夏季のスカウト活動にあたっては勿論のこと、日

常生活において使用されるカッターナイフ等の取り扱いを含め安全対策をお願いいたします。【別紙：2】

(3) 新型インフルエンザに対するガイドラインについては6月19日に全県連盟へ通知いたしました「新型インフルエンザ(H1N1型)とスカウト活動について(第2報)」を基に十分な注意をお願いいたします。

(4) これから真夏に向けて、O157などの食中毒の発生が予測されます。その予防には十分な対策を講じられるよう、指導者各位に注意を喚起するようお願いいたします。

「救急法」野外活動における応急手当て 159～178ページ参照

(5) 熱中症、日射病の多く発生する時期です。スカウトの体調管理を含めた対策をお願いいたします。

「救急法」野外活動における応急手当て 57～68ページ参照

(6) 最近、サイクリング中の事故、或いは自転車による集合場所への往復途上の交通事故等が目立ちます。自転車の正しい乗り方を含め、交通安全への配慮をお願いいたします。

2. 指導者の心構えについて

(1) 飲酒・喫煙

スカウト活動中の飲酒・喫煙はスカウトに与える影響を考える時、厳につつしむべき事です。指導者等のスカウトとの活動中における「飲酒の禁止」については、県内コミッショナー会議などの様々な機会を通じてすでに要請され、徹底されていると思いますが、夏季の諸活動においてもスカウトと共に活動する際にあたって、飲酒しないことを改めて強く要請します。

併せて、スカウトの前で喫煙しないよう、各位に周知徹底していただくようお願いいたします。

(2) 安全対策

平成17年度より運用を開始いたしました傷害共済制度においては、事故発生件数に占める指導者の割合が20%と非常に高い発生率となっております。この発生件数に占める割合については、昨年度も同様な率となっておりますことから、スカウトの安全指導に加え指導者自らも事故を起こさない様、引き続いて自己管理を徹底するよう指導・助言をお願いいたします。

以上

この件についての問い合わせ先

事務局 総務部総務課

0422-31-5161

安全について留意すべき事項

1. 水のプログラム（川遊び、水泳等）を実施する際には、実施場所の事前及び直前の調査、十分な指導・監視及び水難救助の態勢を整えること。この態勢が整わない時は、水のプログラム（川遊び、水泳等）を実施しないこと。
 2. 室内、野外を問わず、スカウト活動における安全管理の原則を忠実に守ること。また、実施にあたり計画書を作成し、安全に関する各レベルで指導者の担当を明確にするとともに、相互に連携を密にすること。
 3. 野外活動の場所・気象条件等の環境の事前調査、及び用具・資材等安全確認と万全の準備、並びにスカウトや指導者に対して安全に関する必要な知識や技能の事前研修や準備訓練を確実にを行うこと。また、これらの実施記録は必ず残すこと。
 4. スカウトの年齢、知識、技能、体力に適合した、余裕のある計画をもってプログラムの実施に当たること。
 5. 指導者は、行事やプログラム活動中は、自己の健康管理を責任もって行い、スカウトの指導や対応にあたって判断に誤りがないようにすること。
 6. 指導者・スカウトともに、厳に「慣れ」を戒めること。
これまで事故に至らなかったが、幸いにして、ことなきを得たことも多いと思われる。このことが、これからも事故がないとの絶対的な保証にはならないことを銘記すること。
 7. 指導者には、プログラムの実施にあたって、状況に応じてその活動を中止する勇気と決断を下す責任があること。
 8. 行事や野外プログラムなどの実施にあたっては、安全管理者を置いて、活動中における安全に関して常に十分な配慮をすること。
 9. 保険の加入について、今一度確認をしておくこと。
 10. 以下のような資料を参考にして、安全管理態勢を確立すること。
 - (1) ボーイスカウト安全入門
 - (2) 「救急法」野外活動における応急手当（2009年5月20日発行）
 - (3) コミッショナーハンドブック
 - (4) 団の運営と団委員会（第8章：スカウト活動と保険）
 - (5) 日本ジャンボリー・ベンチャースカウト大会等の安全管理ハンドブック
 - (6) 指導者訓練コースにおける安全管理ハンドブック
 - (7) スカウティング誌平成11年6月号“事故に学ぶ”
 - (8) スカウティング誌平成17年5月号“夏の野外で食べる！食品衛生の再確認”
 - (9) 野外活動の安全 Q & A（ ）
 - (10) 野外を中心としたスカウト活動における応急手当
- 注：(1)～(8) 日本連盟発行図書・資料 (9) 大阪連盟発行図書 (10) 奈良県連盟発行図書

刃物類(ナイフを含む)の取扱いについて留意すべき事項

1. 安全上(使用上)の注意

- (1) 刃物は用途に適合した安全な使い方をする。
- (2) カブスカウトの工作等で使用するカッターナイフや小刀等についても同様の取扱いとする。
- (3) 使用上の諸注意については、スカウトハンドブックやリーダーハンドブックを十分参考にし
て行う。
- (4) 他人への安全については十分な気配りをする。
- (5) 刃物の受け渡しについては、安全上の確認を行う。
- (6) 使用後は、サヤやケースのあるものは、その中に収納し、保管する。
- (7) 個人の物は、各人が責任をもって保管・管理し、班の備品となるものは班長のもと備品管理
担当者を決め、保管または管理する(所持許可証はスカウトハンドブック188ページを参照)。
- (8) 指導者研修などの機会を通して、安全指導の徹底をはかる。

2. 刃物の購入及び販売

- (1) スカウト活動上に必要な刃物(ナイフ・オノ・ナタ等)は、県連盟需品部(スカウトショッ
プ)・日本連盟スカウト用品部で購入することを原則とする。
- (2) 本人の技術・技能・能力を超えた機能があるものは購入しない(機能、刃の長さ等)。
- (3) 購入にあたっては、保護者及び指導者が関与する。
- (4) 販売にあたっては、加盟登録証の提示及び、団(隊)、氏名、住所などを記録として保管す
ることを原則とする。その際、販売者は保護者、指導者の承認を確認する。

3. 刃物の所持

- (1) 銃刀法、軽犯罪法、青少年の保護育成条例等に基づく基準を超える物は所持しない。
平成21年1月5日から刃渡り5.5cm以上の剣(ダガーナイフなど両側に刃がついた刃物)
は原則として所持が禁止されています。平成21年1月5日時点で、刃渡り5.5cm以上の剣
を所持している場合は、「平成21年7月4日」までに廃棄するなどの措置が必要です。
- (2) 今後、上記の法律による規則や改正について指導者は十分な知識を持ち、スカウトや保護者
に対して指導を行う。
- (3) 指導者研修などの機会を通して、主旨を徹底する。

4. 刃物の携帯

- (1) スカウト活動のため(刃物を必要とする活動の場合のみ)であれば、県連盟需品部(スカウ
トショップ)等で販売されているナイフ・ナタ・オノは携帯することができるが、スカウト活
動以外のときは携帯しない。
- (2) 個人で所有している刃物は、学校等へは携帯しない。
- (3) スカウト活動で刃物を携帯するときは、リュックサックまたはハバザックなどに安全を確認
して納める(飛行機を利用するときは、機内への持ち込みとはせず、別に預けるものとする)。

5. その他

- (1) 刃物の所持と携帯等については、別紙：ボーイスカウト大阪連盟発行“野外活動の安全Q&
A”の 刃物の携帯と銃刀法 を参照して適切な対応に心掛けてください。
- (2) 都道府県単位での“青少年保護育成条例”“青少年健全育成条例”等は、その条例内容に差
異があり、特に「有害がん具」としての取扱いに相異が生じますので、各都道府県連盟におい
て十分な対応をお願いします。

「ナイフ、刃物の所持許可証」

(ボーイスカウト スカウトハンドブック 188 ページより)

ナイフ、刃物	
私、	の責任
<input type="checkbox"/>	ハンドブックにある刃物の取り扱い方法をよく読み、安全で正しい使い方を学びます。
<input type="checkbox"/>	刃物を使うときは、つねに用途にあった正しい使用、手入れを心がけます。
<input type="checkbox"/>	刃物を遊び道具にしません。
<input type="checkbox"/>	刃物の安全な取り扱いに関する規則を守ります。
<input type="checkbox"/>	アウトドアコードを確認し、自然を大切にします。
私が上記の責任を果たせない場合、刃物の使用、携行をしません。	
きみがナイフなどの刃物の使用と保管に関する自分の責任を理解していると認め、スカウト活動中にナイフの携行とその使用を許可します。	
隊長：	_____

46. 刃物の携帯と銃刀法

Q 刃物を所持、携帯については、法律上の規制がありますが、どのような刃物につき、どのような規制があるのか説明して下さい。

ポイント

* スカウト活動に必要な場合は携帯してよい。

A

1、(規制)

刃物の所持携帯については、銃砲刀剣類所持等取締法と、軽犯罪法という法律により規制がなされています。法律は「所持」することと「携帯」することを区別して規制しています。

スカウト活動で使用するナタ、斧、ナイフは刀剣類には該当しませんので、ナタ類を「所持」することは禁止されていません。

ナタ、斧、ナイフを業務その他正当な理由なく「携帯」することは禁止されています。しかし「スカウト活動のため」携帯することは正当な理由にありますので「スカウト活動のため」携帯することは認められています。

「スカウト活動のため」というのは、刃物を必要とする訓練、活動の場合を指します。刃物を必要としない活動の場合は携帯してはいけません。

携帯が認められる場合でも刃物を使用する場所への往復途中では、刃物は必ずザックあるいはリュックサックにしまい、刃物がおもてにあらわれないようにします。

2、(よりくわしく)

(1) 自由に携帯できる刃物

刃物の長さが6cmをこえる刃物は、業務その他正当な理由による場合を除いては携帯してはならない。政令で定める種類、又は形のものについては、この限りでない」とされています(銃砲刀剣類所持取締法22条)。

これを整理しますと、次の刃物は正当な理由がなくとも自由に携帯することが認められています。

① 刃物の長さが6cm以下の刃物は正当な理由がなくとも自由に携帯して

きます。ただし、飛び出しナイフは例外で、禁止されています。

② 刃物の長さが6cmをこえる刃物でも、次のものは正当な理由がなくとも携帯できます。

イ、ハサミ

刃物の長さが8cm以下のもは携帯できる。

刃物の長さが8cmを超え、その先端部が著しく鋭く、かつ刃が鋭利なハサミは禁止。

ロ、果物ナイフ

刃物の長さが8cm以下で、刃物の厚みが0.15cm内で刃体の先端が丸みを帯びたものは携帯可。

ハ、折りたたみ式ナイフ

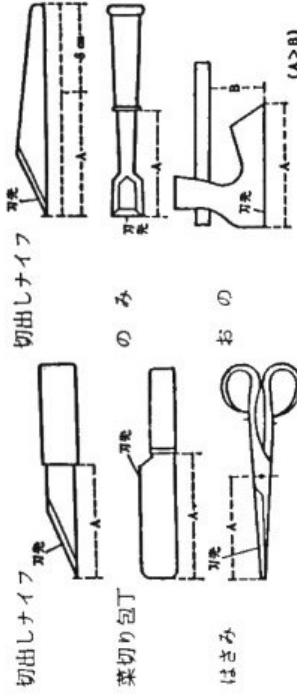
刃物の長さが8cm以下のもは携帯できる。

8cmを超えるときは刃体の幅は1.5cm以内で、刃体の厚さが0.25cm以内、かつ開いた刃体をさやに固定させる装置を有しないものは携帯してよい。

ニ、切出しナイフ

刃物の長さが7cm以下で刃体の幅が2cm以下、かつ刃体の厚みが0.2cm以下は携帯してよい。

(2) 刃体の長さの定義
各図のAの部分刃体を刃体といえます。



3、「携帯」の意味は、日常生活を営む自宅以外の場所で手に持つか、又は身に帯びるなど、直ちにこれを使用しうる状態で携えていることをいいます。

平成21年1月5日 法律施行

銃刀法改正

刃渡り5.5cm以上の剣が所持禁止



剣とはどのようなものですか？

ダガーナイフなど上の図のような両側に刃が付いた刃物です。

法律が施行された時点で既に所持している刃渡り5.5cm以上の剣は？

平成21年7月4日までに処分等してください。
(同日までに処分等すれば、罪に問われません。)

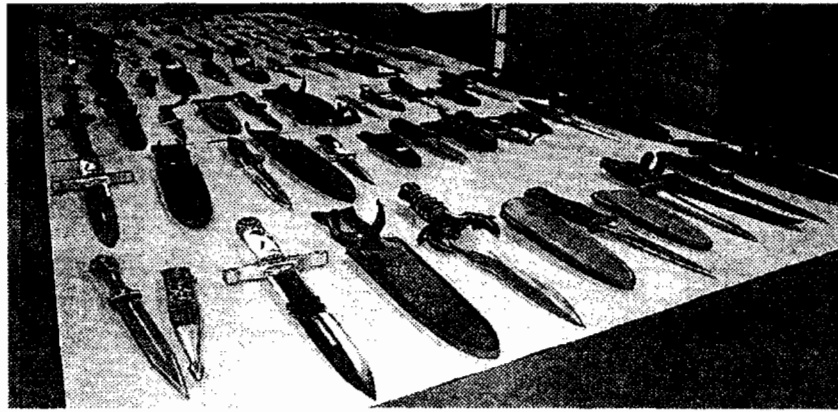
具体的な処分方法は？

警察に処分を依頼するか、又は輸出業者や廃棄業者に輸出や廃棄を依頼してください。

平成21年1月5日以降に刃渡り5.5cm以上の剣を手に入れたら？

不法所持になり、罪に問われることとなります。
(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

警察庁



愛知県警が回収したダガーナイフ (24日、名古屋市中区)

ダガーナイフ 回収急増

来月5日から所持に罰則

東京・秋葉原の無差別

県警保安課によると、

ケースもあったという。

殺傷事件の凶器となり、改正銃刀法で所持が禁止されたダガーナイフなどの殺傷力の高い両刃の刃物の回収が今月に入って愛

昨年12月から今月23日まで回収された対象の刃物は264本で、6月だけで128本に上る。内訳はダガーナイフが16

という。

愛知県警

「早めに提出を」

改正銃刀法は7月4日

までを周知期間とし、県

知県内で急増している。7月5日以降の所持には罰則が適用されることから、県警は「まだ手元にある人は早めに提出を」と呼びかけている。

8本、海中で使用するダガーナイフが79本、スローイングナイフが12本など。多くは観賞用として所持していたとい

い、1人で8本提出した罰金が科せられる。警に提出するなどしてナイフを処分すれば罰則は適用されないが、それ以降の所持には3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられる。